

南種子町

宇宙のまち持続化支援金給付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本町事業者の事業継続を支援するため、南種子町より支援金を給付いたします。

1. 給付対象事業者（全てを満たすこと）

- ・令和2年4月27日現在において、本町に在住し、かつ、町内に事業所を有する事業者であること。
- ・令和元年以前から事業実績があり、令和元年1月から5月までの事業収入が月平均5万円以上あること。
- ・令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が10%以上減少した月が存在すること。
- ・支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。

2. 給付対象施設（職種）

- ・遊興施設（スナック・バー・カラオケボックスなど）
- ・ホテル、旅館
- ・商業施設（写真屋・古物商等）
- ・食事提供施設（飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店・酒卸業者）
- ・学習塾
- ・運動、遊技施設（スポーツジム）
- ※上記該当施設（職種）の判断は、鹿児島県の休業要請一覧より行ないます。
- ・漁業、茶業、タクシー業、小売業、販売業、葬祭業、観光レジャー業

3. 給付額

遊興施設（スナック・バー・カラオケボックス） ※ 鹿児島県の休業要請（延長）を履行した施設に限る。	25万円
遊興施設（上記以外）	20万円
運動・遊技施設	20万円
集会・展示施設	20万円
食事提供施設（飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店・酒卸業者）	20万円
漁業	10万円以内
上記以外の事業者	10万円

※ 一事業者が複数の事業を営んでいる場合は、一事業のみの支給となります。

4. 申請期間

令和2年5月13日（水） ～ 令和2年6月30日（火）

5. 提出書類

- ・南種子町宇宙のまち持続化支援金交付申請書（請求書） ← 指定様式
- ・売上高比較表及び誓約書 ← 指定様式
- ・入金口座通帳の写し

6. 提出（送付）先

〒891-3792

熊毛郡南種子町中之上2793番地1

南種子町役場 企画課 観光経済係

電話 26-1111（内線174）

7. よくある質問

Q：南種子町民ではありませんが、南種子町内で事業を行なっています。給付金の対象となりますか？

A：南種子町に在住し、かつ、南種子町内に事業所を有する事業者となっておりますので、給付対象となりません。南種子町民が町外で事業を行なっている場合も対象となりません。

Q：南種子町内でホテルと飲食店を経営しております。両方とも対象となりますか？

A：事業を複数経営している場合であっても、一事業のみの対象となります。

Q：小売店を経営しておりますが、1月に怪我のため入院しており売上げがありません。対象となりますか？

A：売上げの減少が、新型コロナウイルス感染症が要因と断定できないため、対象となりません。

